白井市教育委員会会議録

○会議日程

令和2年8月4日(火)

白井市役所東庁舎3階会議室302・303

- 1. 教育長開会宣言
- 2. 会議録署名人の指名
- 3. 前回会議録の承認
- 4. 委員報告
- 5. 教育長報告
- 6. 議決事項

議案第1号 白井市附属機関条例の一部を改正する条例の制定議案に係る意見聴取について

議案第2号 令和2年度教育費補正予算(第8号)に係る意見聴取について

議案第3号 白井市学校施設の長寿命化計画について

議案第4号 準要保護児童・生徒の認定に係る審査について

7. 協議事項

協議第1号 白井市教育振興基本計画について

8. 報告事項

報告第1号 白井市いじめ対策調査会の委員の委嘱について

報告第2号 準要保護児童・生徒の認定に係る報告について

- 9. 委員質疑
- (1) 学校再開後の児童生徒の様子について
- 10. その他

○出席委員等

教育長 井上 功

委 員 小林 正継

委員 川嶋 之絵

委 員 髙倉 聡子

委員 齊藤 豊

○欠席委員等

なし

○出席職員

教育部長 鈴木 直人

教育部参事 和地 滋巳

教育総務課長 板橋 章

生涯学習課長 石戸 啓夫

文化センター長 石田 昌弘

書 記 山本 麻奈美

書 記 楢原 拓真

午後2時00分 開 会

○教育長開会宣言

○井上教育長 それでは、これから令和2年第8回白井市教育委員会定例会を開会します。 本日の出席委員は4名です。教育長の私を合わせると、本日の出席は5名でございます。 議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりでございます。

○会議録署名人の指名

○井上教育長 2番、会議録署名人の指名。

会議録署名人の指名をいたします。

本日は川嶋委員と髙倉委員に署名をお願いします。

○前回会議録の承認

○井上教育長 3番、前回会議録の承認。

前回の会議録の承認を行います。訂正などがありましたらお願いいたします。 よろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○委員報告

○井上教育長 それでは、4、委員報告。

委員報告を行います。各委員のほうからお願いします。

特にございませんか。

〔「はい」と言う者あり〕

○教育長報告

○井上教育長 それでは、5番、教育長報告。

私から2件でございます。7月16日に白井市臨時議会がございまして、ここに出席いたしました。 コロナ関係の補正予算等を提出させていただきました。詳細につきましては、後ほど板橋教育総務課 長から御報告いたします。

それから7月21日、皆さんも同様ですけれども、総合教育会議のほうに出席いたしました。 以上でございます。

それでは、教育長報告につきまして、何か御質問等がありましたらお願いします。 よろしいですか。

[「なし」と言う者あり]

○非公開案件について

○井上教育長 続きまして、非公開案件についてお諮りします。

議案第4号 準要保護児童生徒の認定に係る審査について及び報告第2号 準要保護児童生徒の認定に係る報告について、これらは、白井市情報公開条例第9条第1項第1号の個人に関する案件であるため、非公開がよろしいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

[「はい」と言う者あり]

○井上教育長 それでは、議案第4号及び報告第2号につきましては、非公開といたします。

それでは、これから議事に入ります。

公開案件を先に行います。

本日の議事の進行については、白井市教育委員会会議規則第29条の規定により齊藤委員を指名したいと思います。

齊藤委員には、6、議決事項、7、協議事項、8、報告事項、9、委員質疑に係る議事の進行についてお願いしたいと思います。それでは、よろしくお願いいたします。

○齊藤委員 ただいま教育長より指名されました齊藤でございます。これより、6、議決事項、7、協議事項、8、報告事項、9、委員質疑に係る議事の進行を行いますので、御協力お願いします。

議案第1号 「白井市附属機関条例の一部を改正する条例の制定議案に係る意見聴取について」

○齊藤委員 最初に、6の議決事項についてお願いいたします。

議案第1号 「白井市附属機関条例の一部を改正する条例の制定議案に係る意見聴取について」御説明をお願いいたします。

○板橋教育総務課長 議案第1号 「白井市附属機関条例の一部を改正する条例の制定議案に係る意 見聴取について」。

本案は、令和2年第3回白井市議会定例会に上程する議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき意見を求められたことにより議題としたものです。

1ページを御覧ください。

右には新旧対照表が入っていますけれども、追加の附属機関条例ですので、左の改正条例で説明させていただきたいと思います。

白井市附属機関条例(平成24年条例第24号)の一部を次のように改正する。

別表教育委員会の項に次のように加える。

白井市文化センターのあり方検討委員会。真ん中が担当する事務ということになります。白井市文 化センターのあり方について調査検討すること。組織は、委員長、副委員長、委員。委員構成は、

- (1) 学識経験を有する者、(2) 生涯学習推進委員会の委員、(3) 教育機関の職員、(4) 市民、
- (5) 市の職員。定数は14人以内。任期は調査・審議が終了するまで。

下段に行きまして、白井市桜台小学校・桜台中学校給食のあり方検討委員会。担当する事務は、白井市桜台小学校及び桜台中学校の給食のあり方について調査審議すること。組織としましては、委員長、副委員長、委員でございます。委員の構成は、(1)学識経験を有する者、(2)公共的団体等の代表者、(3)教育機関の職員、(4)市民でございます。定数は10人以内。任期は調査・審議が終了するまで。

附則としまして、この条例は、令和2年10月1日から施行するとなっております。

この条例案につきましては、7月の臨時教育委員会議のときに、この二つの文化センターのあり方、 桜台小中学校学校給食のあり方について、今後どうやっていくかということを協議させていただきま して、附属機関につきましても協議させていただいています。その方向でこのような議案を出してい るところです。

以上です。よろしくお願いします。

○齊藤委員 ありがとうございました。

議案第1号について、御質問等がありましたらお願いいたします。

[「なし」と言う者あり]

○齊藤委員 御意見がないようですので、議案第1号についてお諮りをいたします。 議案第1号について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○齊藤委員 それでは、議案第1号は原案のとおり決定をいたします。

議案第2号 「令和2年度教育費補正予算(第8号)に係る意見聴取について」

- ○齊藤委員 続きまして、議案第2号 「令和2年度教育費補正予算(第8号)に係る意見聴取について」御説明をお願いいたします。
- ○板橋教育総務課長 議案第2号 「令和2年度教育費補正予算(第8号)に係る意見聴取について」。

本案は、令和2年第3回白井市議会定例会に提案する議案について、地方教育行政の組織及び運営 に関する法律第29条の規定に基づき意見を求められたことによるものです。

1ページを御覧ください。

令和2年度(第8回)補正予算一覧ということで、まず一般会計です。今回、補正内容が多くなっています。

まず一つは、ここの1ページに書いてありますとおり、職員の現員現給でございます。これは、2 段目の常勤特別職人件費のところは、厚生年金保険の標準報酬月額の上限改定に伴って、そのほかに つきましては、全て現員現給ですので、説明は省略させていただきたいと思います。

次に、2ページです。

まず教育支援課、9款1項3目指導費、指導事務に要する経費。補正前の額が631万2,000円、補正額が68万7,000円、補正後予算額が699万9,000円です。こちらにつきましても、実は会計年度任用職員の現員現給に伴う補正額でございます。今回こちらもたくさんありますので、ここについても説明を省略させていただきまして、通常の補正予算といいますか、事業の増減、事業のやる、やらないというところでの補正の説明をさせていただきたいと思います。

4番に行きます。

教育総務課、9款1項3目指導費、10事業、青少年国際交流事業です。53万円の減額で、補正 後がゼロとなります。補正理由としましては、新型コロナウイルス感染症の影響による減ということ で、オーストラリアからの生徒の受入れを中止したことから補正するものです。

次も、現員現給ですので飛ばしていただきまして、3ページになります。

6、教育支援課、9款1項3目指導費、14事業、新型コロナウイルス対策に要する経費。これは、 10節で需用費の消耗品でございます。補正理由としましては、学校保健対策特別対策事業、これは、 感染症対策のためのマスク等購入事業、学校に配っているマスク等を購入しているんですけれども、 ここにかかる消耗品を20万円増額補正するということです。

7番の学校政策課、9款1項4目学校事務費、学校事務に要する経費。こちらも需用費、消耗品でございます。補正理由としましては、教科書改訂に伴う小学校教員用指導書の購入費用は、当初予算に計上していましたが、主要科目(国語、算数、理科、社会)については、学級数単位で指導書の別冊が必要になることから所要額を補正するものでございます。

次の二つは、会計年度の現員現給でございます。

10番です。教育総務課、9款2項1目学校管理費、04事業、小学校施設整備に要する経費。補 正前が4,311万8,000円、補正額が88万円、補正後が4,399万8,000円です。補 正理由としましては、白井第三小学校プール施設ブロック塀等改修工事について、昨年の12月で補 正をさせていただいて、繰越明許をさせていただいたのですけれども、労務単価とか実勢価格の見直 しに伴う88万円の増額補正をしたいというところでございます。

次、11番、生涯学習課です。9款4項1目社会教育総務費、立春式事業です。73万2,000 円の減額で、補正後がゼロとなります。立春式事業補助金です。新型コロナウイルス感染症の影響による減ということで、立春式事業を中止したことから補正するものです。

12番も生涯学習課、社会教育総務費、文化財調査事業。補正額がマイナス62万5,000円で、補正後が1,341万円。これも補正理由としましては、新型コロナウイルス感染症の影響による減ということで、文化財調査が実施できなかったことから、報告書の刊行ができないため補正するものです。

次の13番、これも生涯学習課、文化財等保護・周知事業です。これもマイナス5万1,000円、補正後が218万8,000円です。補正理由としましては、新型コロナウイルス感染症の影響ということで、文化財講演会を中止したことから補正するものです。

14番も生涯学習課の16事業、市民文化祭開催事業。こちらもマイナス239万6,000円です。こちらも補正理由としましては、新型コロナウイルス感染症の影響による減ということで、市民文化祭を中止したことから補正するものです。

15番、文化センター費、文化センター管理運営に要する経費。補正前の額が9,907万3,00円。補正額が659万1,000円です。こちらは、先ほど作った附属機関にかかる費用、文化センターあり方検討委員会の報酬費。委員さんの旅費というか交通費になるのですけれども、それと茶菓代、それと12節委託料として、文化センターのあり方検討支援業務委託料です。

こちらは、前回の会議のときに、こういう委託、文化センターの現状を把握したり、会議の支援を していただいたり、運営のアドバイスをいただくことをコンサルに頼みたいということを協議したか と思いますので、その委託料がこちらになります。

5ページをお願いします。

16番、17番、18番は、会計年度任用職員の現員現給によるものです。

19番です。9款4項8目郷土資料館費、03事業、郷土資料館展示・教育普及事業です。補正額はマイナス31万6,000円です。理由としましては、こちらも新型コロナウイルス感染症の影響

による減ということで、企画展を中止したことから補正するものです。

20番、9款4項9目文化会館費です。文化会館管理運営に要する経費ということで、こちらは増額です。274万6,000円、補正後が5,750万7,000円です。補正理由としましては、令和3年3月までの文化会館ホール利用のキャンセルについて、返金額を補正するものです。

6ページです。

21番、文化センター、9款4項9目文化会館費、02事業、文化会館自主事業運営事業です。補 正額がマイナス70万円、補正後が252万円です。こちらは、予定していた催し物「松田華音ピア ノリサイタル」を中止したことにより補正するものです。

22番が生涯学習課になります。9款5項1目保健体育総務費です。07事業、各種スポーツ大会開催事業。補正額はマイナス317万2,000円、補正後が22万4,000円です。こちらも補正理由としましては、新型コロナウイルスの影響ということで、郡市民体育大会及び白井梨マラソン大会が中止になったことから補正するものです。

23番です。9款5項2目体育施設費、市民プール管理運営に要する経費。こちらもマイナスの167万6,000円、補正後が2,525万円です。補正理由としましては、新型コロナウイルス感染症の影響による減ということで、市民プールの営業が中止になったことから補正するものです。

24番、生涯学習課。9款5項2目体育施設費、放射能対策事業に要する経費。マイナス3万3,000円ということで、こちらも新型コロナウイルス感染症の影響による減ということで、市民プールの営業が中止になったことから補正するものです。

7ページです。

25番は、会計年度任用職員1名の現員現給です。

26番です。9款5項3目学校給食費、03事業、桜台小中学校給食運営に要する経費。こちらは 先ほど承認いただいた桜台小中学校給食あり方検討委員会の委員報酬、旅費です。交通費となります。 あと茶菓代と、会議録作成業務委託料を補正をしているところです。

8ページです。

こちらは、歳入になります。

1番がプラネタリウム使用料ということで、マイナス80万円。補正後が140万円となります。 新型コロナウイルス感染症の影響による減ということで、事業の中止及び縮小したことからプラネタ リウム使用料を補正するものです。

2番目の生涯学習課のプール占用使用料も、マイナス17万5,000円です。こちらも新型コロナの影響により、市民プールの営業が中止になったことから市民プール占用使用料を補正するものです

3番は、学校政策課と文化センターということで、会計年度任用職員等雇用保険料負担金です。こちらは、現員現給に伴い会計年度任用職員の雇用保険料を補正するものです。

4番です。文化センター、21款4項2目雑入、文化会館自主事業入場料ということで、マイナスの42万円。こちらも新型コロナウイルスの影響によって、催し物等を中止したことから文化会館自主事業入場料を補正するものです。

5番の文化センターの大会参加費等負担金。これもマイナス13になります。こちらも新型コロナウイルスの影響によって、講座とか体験教室を中止したことから減額するものです。

6番も同じです。プラネタリウム館自主事業参加者負担金。マイナス25万円ですけれども、こちらも、自主事業を中止したことから補正するものでございます。

最後のページです。 9ページです。

ちょっと早口になって大変恐縮なのですけれども、説明は以上です。よろしくお願いします。

○齊藤委員 ありがとうございました。

議案第2号について、御質問等がありましたらお願いいたします。

○髙倉委員 6ページ目の事業番号の23、市民プールについてお伺いします。

残念ながら、今年度の市民プールの営業は中止ということで、お聞きしたいのは、補正額マイナスの分が意外と少ないので、結局、プールを営業中止にしても、いわゆる年間委託の分で固定費といいましょうか、これは約2,500万円というのは変わらないと、そういう理解でよろしいですか。

○石戸生涯学習課長 そのとおりです。市民プールは、プールとして機能するように維持しておりますし、年度当初より、プールを当初開く前提で準備してきておりますので、そういう管理が含まれております。ただ、ここで夏にプールが開けなかった分、減るということになります。

- ○齊藤委員 よろしいですか。
- ○髙倉委員 はい。
- ○齊藤委員 ほかにありませんか。
- 〇井上教育長 細かいことを確認しますけれども、二つのあり方検討委員会、文化センターと桜台給 食の二つの検討委員会の報酬と費用弁償の関係、違いはどうなっているのか。確認したいのは、文化 センターが人数が多いのだけれども、比較すると、文化センターのほうが費用が少ないので、これは 回数とかの関係なのですかというのを確認したいのです。
- ○板橋教育総務課長 回数はいずれも2回ずつです。
- ○井上教育長 私が単純に疑問に思ったのは、人数は多いほうがお金がかかるかなと思ったのだけれども、違うので。回数とかが変われば、もちろんそうなるのは当然で。後でも結構です。
- ○板橋教育総務課長 申し訳ございません。比べておけば、その辺が分かったのですけれども。ここには細かい内訳が書いていないので、後ほど御報告させていただきます。申し訳ございません。
- ○齊藤委員 ほかにないでしょうか。
- ○髙倉委員 確認なのですけれども、3ページの番号6のところで御説明ありました学校保健特別対策事業ということで、いわゆるコロナのための特別補助金という御説明いただいていて、今後も何かこの補助金を使って学校側が対策を取るときに、また補正で出てくるということでよろしいのでしょうか。
- ○板橋教育総務課長 分かりにくくて申し訳なかったのですけれども、学校保健特別対策事業というのは、四つメニューがあって、その一つがこのマスクなのです。これは今、市として消毒液ですとか

マスクを買って学校にお渡ししている分です。ほかのメニューで、7月に補正をさせていただいたところですけれども、約3,800万の金額で補正させてもらったものは、これも重複していまして、マスクとか消毒液を買っていいという補助金になっています。そちらにつきましては、学校のほうに多くお金を渡して自由に使えるように、もちろん教育委員会でも持っている部分もあるのですけれども、いずれにしても全部学校のほうで、学校ごとに幾らという限度額が決まっていますので、そちらで学校が自由に使えると。マスクですとか、消毒液ももちろん構わないですし、備品を買うということも構わないので、それは校長先生の判断も働いて、買っていいですよというところでございます。

先ほどのあり方なのですけれども、人数が文化センターのほうが多いのに何でなのだということな のですけれども。5名分ですか。市の職員とかが入っていますので、その辺は報酬が発生しない委員 がいますので、人数と単純に比較ができないというところでございます。失礼しました。

- 〇井上教育長 了解です。
- ○小林委員 2ページの4番で青少年国際交流事業ですけれども、コロナで中止ということで、この補正については問題ないのですけれども、ひょっとしたら来年も中止になる可能性も考えられるのですけれども。もうスタートして30年ぐらいになると思うのです。ですから、今までの交流の総括というか、どういう生徒が活躍しているとか、そういうのを1回まとめるようなことをしたらいいのではないかなと思うのですけれども、考えておいていただければと思います。
- ○和地教育部参事 貴重な御意見を賜りましてありがとうございます。できる限り検討していきたい と思います。
- ○齊藤委員 ほかにございますか。
- ○川嶋委員 4ページの11番、生涯学習課の立春式事業についてなのですけれども、立春式事業は中止したのですが、ただ、やはり自井の伝統、このすばらしい立春式の伝統というものが続いていますので、それは絶やしたくないなという思いは誰しも持っていると思いますので、ゼロになっているのですけれども、ほかに別な形で、今の流れに合ったものというのは継続をしていかれるのでしょうか。
- ○石戸生涯学習課長 立春式のほうは、各学校に補助金を出す形で各学校でやっていただいているのですけれども、新型コロナの関係で、授業時間の不足もありますし、密になる状況で、職業体験とかそういうところの受入れもできないところもあったりしますので、今回の新型コロナの関係で今年はできないということであって、またその状況が改善されれば続けていきたいとは考えております。

- ○川嶋委員 それは理解できるのですけれども、キャリア教育の一環として位置づけられているこの 授業の授業数があったはずですので、それに代わるものが全くなくなるというわけではないですよね。 何かしら、映像を通してそういう職業に触れるとか、そういう機会自体、全部なくなるということで すか。
- ○石戸生涯学習課長 立春式事業につきましては、立春式、伝統的な式典事業を各学校の考え方、いろいろ各学校によってやり方があると思うのですけれども、その中でやっていただいておりますので、そのキャリア教育の部分に関しては、各学校の判断で、授業に組み入れるのか、また別の形でやるのかというのは、学校ごとになると思いますので、ここではお答えできません。
- ○川嶋委員 分かりました。ありがとうございます。

○鈴木教育部長 立春式につきまして、今、生涯学習課長から話がありましたが、キャリア教育につきましては、今年度、年間計画の中で内容、時数は、各学校で検討、精選した上で進めていくように考えております。

以上でございます。

- ○川嶋委員 何かしらの形で継続されるように工夫をお願いします。
- ○齊藤委員 ほかにございませんでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○齊藤委員 それでは、意見がないようですので、議案第2号についてお諮りをいたします。 議案第2号について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○齊藤委員 それでは、議案第2号は原案のとおり決定いたしました。

議案第3号 「白井市学校施設の長寿命化計画について」

- ○齊藤委員 続きまして、議案第3号 「白井市学校施設の長寿命化計画について」説明をお願いいたします。
- ○板橋教育総務課長 議案第3号 「白井市学校施設の長寿命化計画について」。

本案は、学校施設の改修、建て替え等を行う優先順位を設定し、これらに要するコストの縮減と平 準化を図るため、計画を策定するものです。

この学校施設の長寿命化計画につきましては、4月の教育委員会議のほうで諮らせていただいて、その後、コロナの影響もあったりしてパブコメがちょっと遅れてしまったのですけれども、6月4日から6月25日までパブリックコメントを実施しました。パブリックコメントの中では特に意見がありませんでしたので、ここで議題として提案させていただいたところです。

内容につきましては、前回、ちょっと説明していますけれども、一応今回も概要版で説明させていただきたいと思いますので、概要版をお開きいただきたいと思います。

まず第1章としまして、学校施設の長寿命化計画の背景とか目的です。

背景としましては、学校施設は全公共施設の6割以上で、その7割が築30年以上で老朽化しているということ。また現在、70年から80年以上の長寿命化が可能であるということですので、これからは整備方式の転換が必要でないかということ。

この計画の目的なのですけれども、改修とか建て替え等を行う優先順位を客観的なデータから決めまして、コストの縮減と予算の平準化を図るということです。

期間としましては、令和2年から令和41年度で、ただ5年ごとに見直していきましょうということになります。

学校施設が目指すべき姿というのは、ここに3点記載しているとおりでございます。

第3章では、学校施設の実態としまして、延べ床面積ですとか児童数とか、今ここに記載していますけれども、それと教育委員会では、これまで劣化度調査というのを行ってきています。構造躯体の健全性調査とか、技師の目視によって全85施設について調査しまして、健全度100点満点で評価を行い、劣化順位づけを行ったところでございます。

その結果といいますか、そういうことを加味すると、従来型、これまで建てて壊してということで

やっていくと、40年間の総額で485億円かかりますと。長寿命化、要は55年たって建て替えするというよりは使える建物をそのまま長寿命化すれば、40年間で378億円という試算が出ております。差額としては107億円減額されるのかなと。40年間の平均では、従来型だと年間11億9,000万ですけれども、長寿命化すれば9億円。当初10年間では、年20億かかるところが、7億2,000万円でできるのではないかという計画になっております。

第4章では、学校施設整備の基本的な方針等ということで、学校の規模とか配置というのは、原則として現状維持していきたいと。長寿命化計画の基本方針としましては、既存学校施設の長寿命化、地域における公共施設の集約化や複合化、既存学校施設の適切な維持管理、この三つ、基本方針として考えております。目標使用年数とか、改修周期ということでございますけれども、校舎とか体育館につきましては、プール付属棟もそうなのですけれども、85年を使用目標としましょうと。大規模改修は、これまでも大体35年に一度やってきているのですけれども、35年に一度やる。ですから、2回目は築後70年でと。その間に、長寿命化改修ということで、築55年たったら長寿命化改修ということになります。つまり、35年たったら1回大規模改修をして、その後20年したら長寿命化改修を行って、15年後に、築70年たったら大規模改修を行うというような計画をしております。

次のページに行きまして、基本的な方針等を踏まえた施設整備の水準ということで、改修等の水準は、大規模改修、新耐震基準で建設された校舎とかにつきましては、これまでと同水準の工事を行い、原状回復に加え社会的要求水準に応える。長寿命化改修では、長寿命化改良事業の交付要領に即した工事を行うということにしております。

第6章では、長寿命化計画の実施ということで、改修等の優先順位づけと、劣化順位が上位の中から改修周期を迎える施設を優先すると。

今回は、令和3年から10年間を2期に分けて大規模改修と改築の実施計画をしておりますということで、まず1期目としましては、来年、南山中の体育館、再来年に七中の校舎、七小の体育館、令和5年には白井中、大中、南山中の柔剣道場、令和6年には池小の校舎、令和7年には桜台小校舎。2期として、令和8年に池小体育館、同じく令和8年に桜台小の体育館、七中の柔剣道場ということです。令和8年、9年は白井中の校舎、これはもう大規模改修じゃなくて、築57年になってしまって長寿命化改修をするということになります。令和10年が桜台中の校舎、令和11年が桜台中の体育館、令和11年と令和12年が大山口小の校舎、これも大規模改修じゃなくて、長寿命化改修という建て替えに近いようなイメージで改修していきたいということになっております。

第7章としましては、情報基盤の整備とか、推進体制とか、フォローアップをしていきますという ことが記載されています。

ちょっと早口になりますけれども、説明は以上です。よろしくお願いします。

○齊藤委員 ありがとうございました。

議案第3号について、御質問等がありましたらお願いいたします。

○髙倉委員 概要版の第2章の3に、地域コミュニティや防災の拠点施設の整備という方向性と、実際の計画の3ページにも書いてあるのですけれども、この部分が計画の全体では見えづらいところがあるので質問いたします。イメージとしては、本当に将来的に考えて転用もできるようなスペースを作ったりですとか、防災の機能をもっと充実させるですとか、そういうイメージではいるのですけれども、そこと、この実施計画の中にどう入ってくるのか。具体的な方向性があれば教えていただけま

すか。

○板橋教育総務課長 この長寿命化計画は、あくまでも施設を長く使えるというように優先順位を定めているところで、ただ、実際に整備をするときには、委員が言うように、地域コミュニティや防災機能というのを付加していきたいと考えているところです。先ほど説明が下手で申し訳なかったのですけれども、二つの工事の段階が、大規模改修と長寿命化改修と二つあって、大規模改修というのは、築35年でやるのは、イメージとしては現状機能回復です。ですから、今、南山中体育館ですとか七次台中学校の校舎を大規模改修するのですけれども、例えば、今壊れているところを直すとか、壁を直すとか、排水、配管を直すとかということはやりますけれども、あとはバリアフリーも当然、エレベーターがなかったりするので、バリアフリーも当然やるのですけれども、考え方の原則は原状回復です。長寿命化は、これは改築のイメージになってくるので、本来ならば、そこで大きく機能強化ですかね。例えば、この庁舎みたいにフロアをOA対応にするとか、学校はその必要があるのか分からないですけれども、そういうふうにするのが長寿命化なのかなと思っています。

ただ、南山中体育館にしても、ちょうど今、実施設計をやっているところなのですけれども、現状は壁の直しとか、雨漏りもありますので、屋根の直しとかということなのですけれども、例えば、防災機能をどう付加したらいいかということを全く考えないかというと、当然、考えていかなきゃいけなくて、やれることには限界があるかと思うのですけれども、できるだけそういうことを落としていきたいなと。回答が下手で申し訳ないのですけれども、改修のやるときに、地元の意見とか学校の意見なんかを聞いて、その学校ごとの計画をするときに、特に長寿命化改修するときに、そういうことが入り込んでくるのかなと考えております。

すみません、回答になっていないかもしれないけれども、以上です。

- ○髙倉委員 ありがとうございます。
- ○齊藤委員 そのほかございますでしょうか。
- ○髙倉委員 計画の28、29ページが非常に分かりやすく具体的な表ですけれども、防犯の点で余り丸がついているところが過去にもなくて、モニター付インターフォン、防犯カメラ設置、門扉の改修とか、これは今後どうでしょう。少し増強の方向はあるのか、なかなか順位としては下がるのか。○板橋教育総務課長 これから一番直近が、七次台中学校の大規模改修になってきます。今やっている南山中学校の体育館については、ここまではどうなのかなというところもあるのですけれども。今、学校の意見なんかも聞きながら、何が必要ですかということをアンケートを取ってやっていますので。あと、現状、防犯カメラ設置というのはなかなか難しいのかもしれないですけれども、門扉の改修とか、そういうことができることは当然やっていきたいなと思っています。ただ、先ほども出ましたけれども、基本的には原状回復のところがメーンとなっているところがありますので、やれることには限界があるかなと考えております。

以上です。

○齊藤委員 ほかにございますか。

[「なし」と言う者あり]

○齊藤委員 それでは、出尽くしたようですので、議案第3号についてお諮りします。 議案第3号について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

協議第1号 「白井市教育振興基本計画について」

○齊藤委員 次に、7の協議事項に入ります。

協議第1号 「白井市教育振興基本計画について」御説明をお願いいたします。

○板橋教育総務課長 協議第1号 「白井市教育振興基本計画について」。

白井市教育振興基本計画について、協議いたします。

1ページを御覧ください。

まず、体系図が記載されているかと思います。今回、事前にお配りしているのが、この体系図でい うところの基本目標と書いてありますけれども、学校教育の分野について、それぞれの現状と課題に ついて送らせていただきました。

まず、一つ御報告なのですけれども、この間の総合教育委員会議の中で髙倉委員のほうから、教育 大綱の話し合いの中で、基本目標というのはどうなのだろうというような御意見があったと思います ので、今、基本方針にしたいなというところで、この基本目標1、2、3、4とありますけれども、 これを基本方針1、2、3、4に直す調整をしているというか、市長部局と話し合っているところで す。

それと、前回、これも同じく髙倉委員さんのほうからいろいろと御意見頂いた部分については、今、 修正をして、生涯学習課で作業を進めております。

今回は、学校教育について、いろいろと資料を配らせていただきました。これを一枚一枚説明するのは時間の関係上できませんので、説明は省略させていただきたいと思います。今後、今日の協議も含めまして、校長会ですとか教頭会ですとかPTAのほうとかに相談をしながら、まだまだこれはたたきという認識でおりますので、今日頂いた意見も踏まえて、今度、どんどん外というか、関係機関に協議をしていく、意見を伺っていくということになっております。

先月行ったところにつきましては、既にもう一部、附属機関に担当課からお話がいっている部分も あろうかと思いますので、そちらはそちらで進めているという状況でございます。

その協議が終わりましたら、12月ぐらいまでに、そういう担当課が持っている附属機関ですとか 関係機関にこれらの資料を示して意見集約したら、今のところ予定では、12月の教育委員会議にも う一度整理したものをお示しさせていただいて、協議して、1月ぐらいにパブリックコメントをして、 年度内に教育基本計画を教育委員会議で決定していきたいと考えておりますので、よろしくお願いし ます。

細かい説明を省略させていただいて大変恐縮なのですけれども、説明は以上です。よろしくお願い します。

- ○齊藤委員 協議第1号について、御質問等がありましたらお願いいたします。
- 〇髙倉委員 では、1ページ目の施策 I-1 現状と課題。学力向上のところなのですけれども、質問です。

意見がかぶるのですが、4段落目になります全国学力・学習状況調査の結果についてコメントされているのですが、質問としては、これはどうしても入れなきゃいけないでしょうかというのが質問で、意見としては、僅かに下回るという結果でしかないのであれば、上げる必要はないというのが意見で

す。

あと、この学力テストで分かることは、平均が大事というよりは、かなり分布のばらつきですとか、よく言われる二極化の問題ですとか、そういったほうがむしろ問題と思われるので、あえて現状として、単純に正答率が国語と算数で僅かに低いということを書かなくても、むしろ学力の把握と個別対応が必要だという下のところに力を入れたほうがいいのではないかと思って、質問と意見です。

○和地教育部参事 この全国学力・学習状況調査につきましては、今、委員に指摘をいただいた面もありますが、白井市の子供たちの学力を客観的に測る一つの指標であるとは考えています。そして今後、この市の学力向上の取り組みが成果を上げていけば、おのずとこの全国調査の全国平均正答率も上回るだろうという本市教育長の考えも十分に踏まえまして、今後も、この調査の分析活用は活用していくということは考えています。

○髙倉委員 もちろん活用すること自体の反対は全くありませんで、重要なデータだと思いますし、 細かく多分分析されて、現場でも見ていらっしゃると思うので、それはいいのですけれども。質問と しては、あえて計画に僅かに下回る結果ということを書く必要があるのかというところです。必要と いうのであれば、もうちょっと説明いただきたいというのが質問です。

○和地教育部参事 確かにここが、現状としては僅かに下回る結果として出ていますけれども、これをあえてここの計画の中に載せるかどうか、また載せる場合、その表現の仕方は、再度検討させていただきます。

○井上教育長 このことについては私の思いもありますので、少し加えさせていただきますけれども、表現については、またこれは修正していきたいと思うのですけれども。私の考えとして、幾つかお話の中に、テストによらない学力向上というのを目指していきたいと。テストというと、どうしても外的刺激、外的動機づけと言うのですけれども、テストの点数が悪いから勉強しなきゃいけないみたいなそういう動機づけではなく、大きな意味でいうと、将来を見据えて、今勉強することが必要なのだとか、できるだけそういう指導方針で行きたいと考えているのですけれども、現実、高校入試もあるし、大学入試も現実あるわけです。ペーパーのテストは、これは今のところなくならないので、それにも耐えなきゃいけないという部分があって。唯一、今、全国規模、県規模でも、そういうペーパーのテスト的なものでやられているのがこの全国学力・学習状況調査で、私としては、今現在は、白井市の平均が若干下回っているので、この振興計画の過程の中でこれは上回らせたいと、目標というか、目指すところはそこにしたいと考えていますので。この表現はちょっと変えたいと思うのですけれども、現状はこうだというところは、ここには載せていきたい。これを上げていきたいと進めていきたいと考えています。

○齊藤委員 ほかに。

○髙倉委員 同じページなのですけれども、下のところです。体力の向上というのが出てきていて、 それから一番最後の段落のところで、テーマの中で「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」の三 つのテーマということで書いているのですが、これ自体の取り組みは全然いいと思うのですけれども。 施策のI-3で体力向上を図る取り組みの推進があるので、場所としては、あくまでもここは学力

施策のI-3で体力向上を図る取り組みの推進があるので、場所としては、あくまでもここは学力向上ということに注力するのであれば、I-3に持っていってもいいのではないかと思いましたので御検討ください。

そうすると、健やかな体をテーマにして研究テーマでやりますというのが、重複して書くのもどう

かというところになるのかもしれないので。全体のバランスで決めていただいていると思いますけれ ども、タイトルと中身を一致させるときには分けたほうがいいかなと思いました。意見です。

○和地教育部参事 今、御指摘いただいたとおりでございまして、4段落目の「学力や体力の向上は」の記載部分については、学力と体力を分けて施策がありますので、この体力の部分は削除させていただきます。

併せて、上から4行目のところに、体力向上推進モデル校、これは昨年度までの取り組みでございましたので、こちらのほうも1校の指定というところは削除させていただきます。今、頂いた御意見を基に、再度表現についても検討させていただきます。

以上です。

- ○齊藤委員 そのほか御質問ありますか。
- ○高倉委員 4ページ目の「考え、議論する道徳」授業の推進のところで、今後の方針について伺い たいと思います。

白丸の2番目の研修なのですけれども、評価についての研修が課題となっているということ、問題 意識があるということで、教える側、教員側の研修だと思うのですけれども、具体的に何が問題なの か、もう少し詳しく説明いただけたらと思います。

〇和地教育部参事 小学校につきましては、今年度、指導要領のほうが改訂されまして、道徳も教科化ということになり、評価の在り方も今までとは違うということで示されております。そういった道徳教育の評価の在り方を再度、各学校が研修に取り組んで、理解を深めていきます。中学校も来年度は改訂になりますので、そちらも併せて今年度から研修に取り組んでいる学校があると聞いております。

- ○高倉委員 関連で意見なのですけれども、ほかの学校のそもそも道徳の教科担任、いろいろ議論になったところであると思うのですが、考えて子供たちが主体的に議論するという方向性、タイトルにあるとおり目指したい。一方では、評価もしないといけないというところで、現場はかなり御苦労なさっているのだろうなということは推測しております。研修も必要なのですが、やはり多様性を持った評価ですとか、いわゆるテストの点数ではないので、幅広い評価ができるような方向で、方向性、考え、議論する道徳という方向に合うような形で、ぜひ研修を進めていただきたいと思います。意見です。
- ○齊藤委員 そのほかにございますか。
- ○小林委員 ICT化・オンライン化の推進のところですけれども、I-6かな。最後のところに、授業におけるICT活用による児童生徒の健康面への影響を考慮し、姿勢に関する指導や長時間連続して使用しないことなど、保護者と連携して取り組む必要がありますとあるのですけれども、これはオンライン化の方向に行って、プログラミング教育ということで、中には家庭で個別の塾等に通わせているところもあるようです。そうすると、上達するということは、長時間使用するということになりますよね。この長時間連続して使用しないということは、どういうことを意味するのか。例えば、スマホでゲームをやるという、そういうようなことで長時間やるなということなのか、その辺のところを何となくはっきりしていないというか、オンライン化、ICT化は進めるけれども、長時間使用は駄目なのか、それなりの矛盾したようなところをうまく御説明していかないといけないのではない

かなと思うのですけれども、どうでしょうか。

○鈴木教育部長 ありがとうございます。

ICT化ということは、授業、様々な学習場面でのICT化をこれから進めていくということなのですが、それと、長時間連続して使用しないということ、一見矛盾するようなところがあるかと思います。表現につきましては、また今後検討をしていきたいと思います。

ただ、実際の授業等でも、ずっと長期間使うという形の連続使用ということではなくて、様々な場面で活用していくというICT化を進めてまいります。

また、先ほどスマホという話がありました。家庭での利用の仕方等については、こちらにもありますとおり、保護者と連携、そして学校からも情報発信をしながら、子供たちの健康に関して十分配慮して進めていけるようにしていきたいと思います。

以上です。

○井上教育長 プラスして、このICT化は、来年度から本格的に始まると思いますけれども、全ての授業で使うということで進めていきたいと思っていますので、相当、目は画面を見る回数は、今までの何倍もということになるので、特に目への影響、健康面というのは、十分配慮して、医学的なアドバイス等も頂いてやっていきたいということです。先進校を視察してきましたけれども、先進校も全授業で使うということで、今までの何十倍とか何百倍の画面を見る量になってくるので、そこを十分注意していきたいということです。

○小林委員 多分、我々が想像する以上に、スマホにしても、どんどんどんどん進んで、家庭でも機器、学校でも機器ということで、始終ひょっとしたら画面を見ているという時代になっちゃうような気がするのです。ですから、ただ長時間連続して使用しないということだけでいいのかという、その辺感じるので、そういう時代の先を見越して、目が悪くなるから、目の対策としてこういうことをやるとか、そんなふうにしないと、ただ長時間使用しないということでは、恐らく無理だと私は思うので、その辺よく考えてつくっていったらと思います。

- ○齊藤委員 そのほかにございませんか。
- 〇髙倉委員 ちょっと戻りまして、I-3の学校保健で8ページ目のところなのですけれども、丸の 1 番目のところで説明をお願いしたいと思います。

健康教育という広い意味での健康教育の実践というのは分かるのですが、関係機関等との連携というのは、どういう関係機関と連携をとって、どういう健康教育を想定しているのか、ちょっと見えないのでお願いしたいのと、あとは地域もあって、地域と連携しながら子供たちへの健康教育というのが、実際どういうイメージで持たれているのか、もしあれば教えてください。

○和地教育部参事 8ページの一番上の丸の家庭や地域、関係機関等の連携を図りながらと書いてあるところですが、ここの関係機関というのは、具体的には、学校であれば学校医、それから看護師、助産師などをイメージしております。看護師、助産師などは、市の保健事業の中でそういう方々を呼んで健康教育、体のこととか心のこととか、そういうところを取り組んでいる学校が多くありますので、そういうところを関係機関と考えております。

また、健康教育につきましては、今言った保健的なもの、心の面等様々な場面での健康教育ということを取り組んでいかなければいけないと思いますので、その辺がもう少し伝わりやすい表現になるように、文言については、整理検討させていただこうと考えています。

もう一つ御指摘いただきました地域につきましてですが、地域のほうの活用としましては、地域の中、保護者の中に、こういう先ほど言った専門機関で働いている方もおりまして、そういうところを連携して活用しているという事例は聞いております。様々人材が、学校の関係の中での人材を活用しながらということで、この健康教育に取り組んでいけたらと考えています。

○髙倉委員 そうしましたら、これからもんでいく中で検討いただきたいのですけれども、関係機関というのは、保健所であるとか児童相談所、どうしてもそういう機関というものをイメージしてしまうので。もちろん使うのは構わないのです。例えば学校医、看護師等の関係機関とか少し具体例を上げていただくと、イメージがつきやすいと思います。

あと、地域については、今の御説明で分かったのですけれども、地域の連携というと、例えば自治会ですとか子供会とか、そういうふうにやはり我々はイメージしてしまうので、地域人材というのか、そこはなのですけれども、これはもう少し、今おっしゃっていただいた内容が分かりやすくなるといいなと思いました。

以上です。

- ○和地教育部参事 では、その件を承りまして、併せて検討させていただきます。
- ○齊藤委員 ほかにございますか。
- ○髙倉委員 今出た話の関連になるのですけれども、今度は施策 I 5 のキャリア教育の充実で、11 ページです。下の丸のところに、本当に地域にいろいろな方がいらっしゃるので、今後それを学校の力にというのは、推進していく方向として賛成なのですが、具体的に地域人材の掘り起こしは、どこがどうやっていくイメージなのでしょうか。
- ○和地教育部参事 今現在、地域人材を掘り起こすという仕組みでは、なかなか機能しないところがあります。なので、そこをうまく機能するように担当部署がどこを担当するかというのも含めて、今後検討していきたいとは考えております。

以上です。

- ○齊藤委員 ほかにございますか。
- ○高倉委員 今度は、13ページ目の教育相談の件なのですけれども、意見としては、12、13がかぶり過ぎているので考えていただきたいというのと、提案としては、教育相談ってそもそも余り知られていないといいますか、もっと積極活用いただきたい事業なので、その説明は冒頭に持ってきて、それを今、こういった相談内容であるとか、保護者が多いけれども、本人が来ることもあるというふうにつなげたほうが、あたかも、12がそのまま13に行ってしまったように見えるので、ここはもっと広いグループ相談というところで少し構成を変えていただければと思います。

- ○和地教育部参事 御指摘のとおりでございまして、改めて読んでみますと、ちょっと構成がまずいなというところもありましたので、段落で言えば、三つ目の段落等が主になってくると思いますので、こちらのほうをまずは伝えながら、また、この段落の構成順序、文言もまた整理させていただきまして、伝わりやすい表現で検討してまいりたいと思います。
- ○齊藤委員 ほかにございますか。
- ○髙倉委員 21ページの「地域との連携・協働の推進」のところで、コミュニティ・スクールはな ぜ必要か、なぜ取り組んでいくかというあたりをせっかく新しくやる取組ではあるので、ここも少し

書いていただけたらなと思っています。私もちょっとまだイメージがついていないですが、なかなか 具体的に動いている自治体もないというところでのまずは調査研究だと思うのですけれども。あえて 言うのであれば、さらなる地域との連携とか、さらに学校が地域と交流できるようにとか、枕言葉で いいと思うのですが、なぜコミュニティ・スクールが今後必要かというあたりを一言加えていただけ たらなと思います。

○鈴木教育部長 ありがとうございます。

コミュニティ・スクールにつきましては、設置に向けた調査研究を行うモデル校の設置についてを 検討するということで入れさせていただきましたが、なぜ取り組んでいくか等につきましても、検討 をしていきたいと、文面の表現については、また検討していきたいと思います。ありがとうございま した。

○井上教育長 これにつきましては、私のほうから加えておきますけれども、本来であれば、今年度 計画して、来年度設置ということを想定はしていたところだったのですけれども、コロナの影響で会 議等ができなくてという流れになってしまっているのですけれども。まずは、やってみないとという のがあって、モデル校は設置して、できればですけれども、来年度からモデル的に、正式には期間的 に短いのでうまくいかないかもしれないのですけれども、これはやってみたいなというように今、強 く考えているところです。

○齊藤委員 ほかにございますか。

[「なし」と言う者あり]

○齊藤委員 それでは、御意見等はないようですので、協議第1号については、本日出た意見を踏ま えまして進めていきたいと思います。

報告第1号 「白井市いじめ対策調査会の委員の委嘱について」

○齊藤委員 次に、8の報告事項に入ります。

報告第1号 「白井市いじめ対策調査会の委員の委嘱について」お願いをいたします。

○和地教育部参事 報告第1号 「白井市いじめ対策調査会の委員の委嘱について」お伝えします。 本案は、昨年度、委員の1名の辞任に伴い欠員が生じていた委員をいじめ対策推進法第14条第3 項の規定により委嘱するものです。

裏面を御覧いただきたいと思います。

今回は、前任者から推薦された医師の李権二氏を新たな委員として委嘱するものです。委嘱期間は令和2年6月1日から令和4年5月31日までとなります。

以上でございます。

○齊藤委員 ありがとうございました。

報告第1号について、御質問等がありましたらお願いいたします。

- ○川嶋委員 差し支えなければ、この李 権二氏の紹介というか、どういった経緯でいじめ対策委員 に委嘱されたのかという背景が分かれば教えてください。
- ○和地教育部参事 推薦理由として、現在、小児科の医師をされており、子供の発達とか精神のこととか、専門的知識を有しているということでの推薦がありましたので委嘱させていただきました。
- ○川嶋委員 ありがとうございます。

○齊藤委員 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○齊藤委員 それでは、御意見がないようですので、報告第1号については、これで終わりにしたい と思います。

委員質疑

○齊藤委員 次に、9の委員質疑に入ります。

初めに、委員から質問の趣旨を簡単に説明をお願いいたします。

- (1) 学校再開後の児童生徒の様子について、川嶋委員からお願いをいたします。
- 〇川嶋委員 学校が再開して約2か月、間もなく夏休みに入るところなのですけれども、私たち委員も、全て学校訪問等のそういったことがありませんし、あと私、一保護者としましても、まだ一度きりしか学校に立ち入ったことはなく、しかも、もう余分なところには行かないでくださいといいますか、本当に限られた部分しか見られない、立ち入れないという状況になっていますので、何となくどうなっているのかなというのが、子供の口からも聞きますけれども、実際どうなのかなという学校現場の様子を教えていただきたいなと思って質問させていただきます。よろしくお願いします。
- ○齊藤委員 ありがとうございました。

それでは、担当課から御説明をお願いいたします。

○和地教育部参事では、学校再開後の児童生徒の様子について説明させていただきます。

市内の小中学校は、5月末から分散登校を開始し、6月8日から通常日課となっております。この学校が再開してから、新型コロナウイルス感染症への感染が不安で学校に登校していない児童生徒は、5名いると聞いております。

また、分散登校中には、逆に今まで学校に来られなかった子供たちが登校できたという様子も、報告があります。

現時点では、学校からは、健康状態が思わしくない児童生徒が増えたとか、このコロナ禍の影響で不登校傾向に見られる児童生徒の報告は受けてはおりません。けれども、今年度は通常の学校生活のリズムとは違う状況で子供たちが学校に通っていますので、今後も子供一人一人の様子を注視し、早期の対応に努めるように学校と連携を図ってまいりたいと思っております。

また、授業につきましては、8月が終わった時点で授業の進度を確認することとなっておりますが、 これも現時点では、授業日数をさらに増やす必要がありそうだとの報告は受けてはおりません。

授業の様子も、各学校、顔を合わせる、密になるグループ学習やグループでの実験などはしないようにしています。音楽等も、体でリズムをとったりハミングをするなど、工夫をして行っているということを聞いております。

また、新しい生活様式の手洗いやせきエチケットの習慣化が進み、感染予防に向けた言動が増えて きているとの報告も受けております。

以上でございます。

○齊藤委員 ありがとうございました。

御質問等ございますか。

[「なし」と言う者あり]

○齊藤委員 ないようですので、報告第1号については、これで終了といたします。

午後3時20分休憩午後3時30分開議

非公開案件 議案第4号 「準要保護児童・生徒の認定に係る審査について」

非公開案件 報告第2号 「要保護・準要保護児童・生徒の認定に係る報告について」

○その他

- ○井上教育長 それでは、その他になりますけれども、ありましたらお願いします。
- ○板橋教育総務課長 私のほうから、2点御報告いたします。

まず1点目が、令和2年第4回白井市議会臨時会報告になります。こちらの資料を御覧ください。 会期は令和2年7月16日の1日でございました。

教育部の議案としましては、令和2年度白井市一般会計補正予算(第6号)で、議案の内容につきましては、補正予算について、令和2年7月6日の教育委員会議定例会において説明しましたけれども、その後の市長部局との協議に一部訂正がありましたので、併せて報告させていただきたいと思います。修正前、修正後ということで書いてあるところでございます。

款項目が、9款1項3目指導費で修正はありません。事業名が、学校再開に伴う感染症対策・学習保障等に係る支援事業(仮)というところが、財政課のほうで統一していただきまして、新型コロナウイルス対策に要する経費(学校再開・学習保障等)という事業名になっております。補正内容なのですけれども、補正の合計額は変わらないのですけれども、消耗品と備品の内訳が少し変わっています。消耗品を少し増やしました。こちらにつきましては、先ほど高倉委員からも補助金の使い方というか、学校の感染症対策についていろいろ御意見があったのですけれども、学校に消耗品を手厚くしたほうが、マスクとか消毒液とかを十分買っていただけるのではないかということで、教育委員会議が終わった後に事務局と所掌部局と調整しまして、内訳をちょっと変更させていただきましたので御報告いたします。

審議結果につきましては、7月16日に開催された本会議において採択が行われ、提案内容について可決されましたので、御報告いたします。

- ○井上教育長 このことについて、何か御質問等ありますか。
- ○高倉委員 理解として、各学校に結構自由に使える予算として振り分けられる、もともとそういう ものだと聞いていたので、すごく使い勝手がいいと思うのですけれども、学校でどういうふうに使っ たかは、また集約するのですか。
- ○板橋教育総務課長 委員御指摘のとおり、全部ではないのですけれども、統一で買うものについては、教育委員会で一部押さえておくと言うと変な言い方ですけれども、持っているものがあるのですけれども、それ以外は学校に自由に使ってもらえるようにしています。毎月使ったものについて、翌月の10日までに一応報告をしていただいて、執行状況を確認して、買っているものも確認できるように。これは補助事業ですので、そういうことをしっかりやっていかないといけないということでそ

ういう取組をしております。8月分については、まだ上がってきていないところです。 以上です。

- ○髙倉委員 追加なのですけれども、余り事細かに管理したいわけではなくて、ちょっと関心という 意味でなのですけれども、例えば、年度で一遍締めると思うので、そのときに大体こんな感じですよ という、逐次この学校が何を買ったかは要らないのですけれども、例えば、サーモグラフィーみたい なものを増強したとか、逆に換気のためのそういうものを増強したとか、傾向として何かまとめて年 度末にでも報告いただければと思います。
- ○板橋教育総務課長 取りまとめたそれは御報告する機会は設けたいと思いますので、よろしくお願いします。
- ○齊藤委員 前から気にはなっていたのですけれども、学校にこういう費用というのは、各学校ごと に違うものなのですか。生徒数に合わせて。
- ○板橋教育総務課長 補助金が、手元に詳細を持ってきていないのですけれども200万、300万、400万で、学校規模というか児童生徒数によって違ってきていますので、その差は生じております。 ○齊藤委員 200万、300万、400万の3段階でということですか。
- ○板橋教育総務課長 御指摘のとおりです。3段階でお金が補助要綱で定められています。そのとおりに予算化しています。
- ○井上教育長 一番小さい学校でも200万。関東が特別地域になったので、全国の中で倍に頂いているので、かなりの金額になっている。それで200万。一番大きな学校は400万です。中間が300万。
- ○齊藤委員 ありがとうございます。
- ○井上教育長 ほかにございますか。
- ○板橋教育総務課長 続きまして、白井市教育委員会の各課の行事予定ということで、毎月報告しているものを報告させていただきたいと思います。

教育総務課、8月4日が教育委員会議になります。この後、8月は何も予定はございません。9月1日から議会が始まりまして、9月2日が教育委員会議、一般質問が4、7、9、10で、11日が委員会付託、15日が教育総務常任委員会、18日が教育委員会の協議会ということで事務事業の点検評価をお願いしているかと思います。その後に臨時教育委員会議を予定しています。28日が議会の閉会ということでございます。

ただ、議会のほうで新型コロナウイルスの関係で、日程が議会のほうで今もんでいるところなので、 今、私たちが受け取っている日程はこの日程なのですけれども、もしかしたらもっと早く議会が閉会 するとか、常任委員会が省略されるということが想定されますので、御報告いたします。

以上です。

- ○井上教育長 このことにつきまして、御質問等ありませんか。
- ○齊藤委員 一般質問なのですけれども、まだ余り傍聴は来ないでくれという感じですか。
- ○板橋教育総務課長 6月議会は、たしかそのような話があって、9月議会については、まだそうい う指示というか、お達しは教育委員会のほうにはないところです。

ただ、一般質問を通常60分のところを40分にしようかという議論をしているようなので、傍聴についても、もしかしたら制限が出る可能性はあります。

○井上教育長 ほかにいかがですか。 よろしいですか。

[「なし」と言う者あり]

○井上教育長 それでは、本日の会議は終了といたします。次回は9月2日水曜日、午後2時からとなっております。本日はありがとうございました。お疲れさまでした。

午後3時45分 閉 会